

若者定住促進住宅 入居者募集要項

住居の概要

■名 称	新地駅前若者定住促進住宅
■構 造	木造 2 階建
■間 取 り	2LDK
■募 集 戸 数	8戸
■家 賃	50,000円（月額）
■敷 金	100,000円 ※2ヶ月分の家賃に相当する金額（入居時）
■駐 車 場	1台 1,500円（月額） ※2台まで
■連帯保証人	入居される方と同程度以上の収入を有する方 2名 (ただし、事業主が連帯保証人となる場合は1名でも可)
■そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ペット(犬、ねこ、鳥類等)の飼育は禁止とします。・地上デジタル放送が対応済みです。・光ブロードバンドが引き込み可能です。・自治会に入会していただきます。自治会費の納入が必要となります。 自治会の諸活動に対しては、積極的にご協力をお願いします。 <p>※若者定住促進住宅助成金 10,000円/月 (小学生以下の子供を養育している世帯で、家賃を完納されている世帯支給)</p>

入居者資格

- 入居資格
- 現に同居し、又は同居しようとする配偶者と小学生以下の子供であること。
 - 町外在住者(配偶者の一方が町外在住である場合を含む。)で、町内に定住を希望し、かつ居住するための住宅を必要としている方。
 - 若者定住促進住宅に入居しようとする夫婦の合計年齢が申込み時点で80歳未満の方。
 - 世帯の前年の総所得額が月額15万8千円を超える方。
 - 過去に定住促進住宅及び町営住宅に入居していた方は、未納の家賃がないこと。
 - 過去に不法行為等により公営住宅等を退去させられたことがないこと。
 - 納期の到来している市町村税等を完納していること。
 - 暴力団員でないこと。

募集期間

- 募集期間 平成30年2月1日(木曜日)～平成30年2月28日(水曜日) 17時 まで

申込方法

- 申込方法 「若者定住促進住宅入居申込書」に関係書類を添付のうえ、都市計画課へお申し込みください。

【関係書類】

- 入居希望する方全員の住民票(世帯全員 1通)
- 前年の所得を証明する書類(平成29年度所得証明書)※平成28年1月1日～平成28年12月31日分
- 納税を明らかにする書類(市町村民税等未納がない証明または納税証明書)

■その他

- ・書類等は正確かつ偽りのないように作成願います。
- ・現住所地において税金以外の「公共料金」等の滞納がある場合には、完納してから申込みしてください。
- ・入居の申込者が募集戸数を超える場合は、次の優先順位に従い入居者を決定します。
①町外から転入し、町内企業等(相馬中核工業団地内企業を含む。)に就職するため住居を必要としている方。
②優先順位が同等の方については、くじ等により入居者を決定します。
③3月上旬に抽選をし、その結果をお知らせします。(説明会を予定)
なお入居は3月下旬を予定しております。
- ・申込み書類は返却いたしません。
- ・入居の際は新地町に住民票を異動していただきます。

お問い合わせ

新地町役場 都市計画課住宅係 ☎0244-62-2113 e-mail:toshikei@town.shinchi.lg.jp